

● 市民税・県民税申告相談日程表

※次の日程は混雑を避けるための目安となっていますので、ご都合のつく会場へお越しください。

期 日	会 場	時 間	町内会名(自治会名)
2/1 (木) ・ 2/2 (金)	市役所第一別館 (南側駐車場)	9:00～12:00 13:30～16:00	期間中に都合のつかない人
2/5 (月)	高隈地区交流 促進センター	9:30～10:30 10:30～12:00	高隈 大黒
	はらいがわ ふれあいセンター	13:30～14:30 14:30～16:00	上祓川、祓川 下祓川、西祓川、弥生
	東原研修館	13:30～16:00	東原
		9:30～10:30 10:30～12:00 13:30～14:30 14:30～16:00	大始良西、大始良東、田淵 南、獅子目 横山、下堀 萩塚、池園、飯隈、星塚
2/6 (火)	大始良地区 学習センター	9:30～10:30 10:30～12:00 13:30～14:30 14:30～16:00	大始良西、大始良東、田淵 南、獅子目 横山、下堀 萩塚、池園、飯隈、星塚
		9:30～10:30 10:30～12:00 13:30～14:30 14:30～16:00	今坂、郷之原、大浦 西原 2 丁目東・西・中央 上谷、新生 西原 1・3・4 丁目 上野 野里
	西原地区 学習センター	9:30～10:30 10:30～12:00 13:30～14:30 14:30～16:00	今坂、郷之原、大浦 西原 2 丁目東・西・中央 上谷、新生 西原 1・3・4 丁目 上野 野里
	上野公民館	9:30～10:30 10:30～12:00	上野 野里
2/7 (水)	高須地区 学習センター	13:30～16:00	高須、浜田
	笠之原公民館	9:30～12:00	笠之原
	農業研修センター	13:30～14:30 14:30～16:00	寿 3・4 丁目 札元 1・2 丁目、旭原
		9:30～10:30 10:30～12:00 13:30～14:30 14:30～16:00	海道、古里、白水、一里山 花里、花岡、根木原、鶴羽 古江新町、古江本町、 古江港、古江西、船間、 小野原、天神 北花岡
2/9 (金)	田崎地区 学習センター	9:30～10:30 10:30～12:00 13:30～16:00	川西 川東、永野田 田崎、名貴
	寿5丁目公民館	9:30～10:30 10:30～12:00	寿 5・6・7 丁目、泉ヶ丘 緑山、寿 2 丁目
	鹿屋東地区 学習センター	13:30～14:30 14:30～16:00	寿 8 丁目 新川
	市役所第一別館 (南側駐車場)	9:30～10:30 10:30～12:00 13:30～16:00	古前城、本町、北田東大手、 西大手、大手、朝日町、向江、 共栄、曾田、白崎、新栄 打馬、王子 期間中に都合のつかない人
2/14 (水)	神野地区 ふれあいセンター	9:30～12:00	神野西、市之渡、横井坂、 砂ヶ野、大川、永野牧、 神野東
	中央西地区 ふれあいセンター	9:30～12:00	萩崎、上西目川路、 下西目川路、今吉
	鶴峰東地区 ふれあいセンター	13:30～16:00	黒羽子、荷掛、水流、角野、 東原、鮎屋敷、下車田、 上車田、平瀬、永山、筒ヶ迫
	鶴峰中地区 ふれあいセンター	9:30～12:00	白坂、石場、中福良、西迫、 鏡原、門前、新地、つるみね
2/15 (木)	鶴峰西地区 ふれあいセンター	13:30～16:00	上苫野、下苫野、苫野、 立元、平前、金山、木浦、 真戸原、中大牟礼、 東大牟礼、西大牟礼、木場
	下名東地区 ふれあいセンター	9:30～12:00	論地、樋之口、原口、末次、 茶円、井神島
2/16 (金)	下名西地区 ふれあいセンター	13:30～16:00	池久保、あさぎり、名主、 川西中、真角、川北

期 日	会 場	時 間	町内会名(自治会名)
2/18 (日)	市役所本庁税務課 吾平総合支所 輝北総合支所 串良総合支所	9:00～12:00 13:30～16:00	期間中の平日に 都合のつかない人
2/19 (月)	吾平保健センター	9:30～12:00 13:30～16:00	赤野、麓中、麓東、麓西、寒水、西原 寺ヶ迫、中尾、楢上、持田、 あけぼの、楢下
2/20 (火)	吾平総合支所	9:30～12:00	上町、中町、下町、坂下、益田、 上屋敷、西横町、原田、町園
		13:30～16:00	緑、ひまわり、祇園、希望ヶ丘、 中央、宮前、堀木田、新堀木田、 坂元、こすもす、駅前、鶯、川上、 グリーンビレッジ吾平 期間中に都合のつかない人
2/21 (水)	市成校区公民館	9:30～12:00	上方、下方、辰喰、上場団地、宮園、 久木野々、上沢津、下沢津
	百引校区公民館	13:30～16:00	本町、和泉ヶ野、風呂段、堂平、 坂宮、一番郷、二番郷、西原、 愛宕、上平房、白別府、歌丸、 名主段、諏訪、福岡、権久保
2/22 (木)	平南校区公民館	9:30～12:00	竹下、影吉、中平房、下平房、三原
	朝倉公民館	9:30～12:00	八重山、朝倉、仏山
	岳野公民館	13:30～14:30	岳野
	高尾校区公民館	13:30～16:00	徳留、仮屋、浮牟田、柏木、 日新、谷田
	輝北総合支所	9:30～16:00	期間中に都合のつかない人
2/23 (金)	細山田分館	9:30～12:00	立小野、高松、堂園、伊集院、 杵場、外堀、共和、新中堀、昭栄、 花鎌、更和、土持、更栄
		13:30～16:00	東新堀、西新堀、下之段、東共心、 東西、入部堀、矢柄、上矢柄、米、 上栄、上辰喰
2/26 (月)	細山田分館	9:30～12:00 13:30～16:00	東新町、共心、西新町、生栗須 新栄、竹下堀、平瀬、辰喰、馬掛
2/27 (火)	有里農業研修 センター	9:30～12:00 13:30～16:00	中郷、山下 中野、下中
	上小原分館	9:30～12:00	柳谷、下方限
2/28 (水)	農村環境改善 センター	13:30～16:00	県営十三塚・大久保段、大迫、 城ヶ崎、松崎、永峯、鳥之巢、 中山原、塩塚
3/ 1 (木)	農村環境改善 センター	9:30～12:00	十三塚
		13:30～16:00	中宿、中山上、中山下、共栄中、 共栄西、共栄東、共栄東上
3/ 2 (金)	串良B&G海洋 センター	9:30～12:00	中甫木、下甫木、富ヶ尾中央
		13:30～16:00	平和、星ヶ丘、吹上田、新大塚原、 下大塚原、上大塚原上、 上大塚原下、桜ヶ丘
3/ 5 (月)	下小原農業 研修センター	9:30～12:00 13:30～16:00	下小原北 下小原南、白寒水、大坪
3/ 6 (火)	串良公民館 別館大ホール	9:30～12:00 13:30～16:00	岡崎上、岡崎東西 諏訪下、串良中央
3/ 7 (水)	串良公民館 別館大ホール	9:30～12:00 13:30～16:00	永和、堅田、串良東部 期間中に都合のつかない人
3/ 8 (木) ？ 3/15 (木)	市役所第一別館 (南側駐車場)	9:00～12:00 13:30～16:00	期間中に都合のつかない人 (土・日を除く)

※確定申告（1 回目の住宅借入金等特別控除、株式、配当等の内容）をさ
れる方は、税務署での申告をお願いします。
※各会場の受付時間が限られています。営業・農業・不動産収入のある方は、
必ず収入と経費をまとめて計算したうえで、会場にお越しください。

市民税・県民税
申告は最寄りの会場で!!

市では2月1日（木）から市民税・県民税の申告を受け付けます。期間
中は公民館などで申告を受け付けますので、最寄りの会場での受付に
ご協力をお願いします。 市税務課（1階⑮番窓口） ☎0994-31-1112

● 市民税・県民税申告が必要な人

平成30年 1 月 1 日時点で鹿屋市に住所があった人は、原則として申告が
必要です。ただし、次のいずれかに該当する人は、申告する必要がありません。

- 1 平成29年分の所得税の確定申告書を、税務署へ提出し
た人、又は提出予定の人
- 2 前年中の収入が給与だけで、勤務先から鹿屋市に給与
支払報告書が提出され、雑損控除・医療費控除等を追
加する必要が無い人
- 3 配偶者控除、扶養控除の対象になっている人で、平成
29年中に収入がなかった人（扶養者と被扶養者が同一
世帯の場合のみ）
※個人の課税（非課税）証明や所得証明が必要な場合
は、申告が必要です。
- 4 公的年金のみを受給している65歳以上（昭和28年 1 月
1 日以前生まれ）の人で、公的年金収入金額（支払先が
2 か所以上あるときはその合計額）が148万円以下の人

● 申告に必要な物

- 1 申告書（申告書が無い場合は申告会場に準備してあります）
- 2 印 鑑
- 3 マイナンバーカード（個人番号と本人の確認）
※マイナンバーカードが無い場合は次の例で示す「個人番号
が分かるもの」と「本人確認書類」が必要となります。

個人番号が分かるもの
・マイナンバー通知カード
又は
・個人番号の記載があ
る住民票

+

本人確認書類
・顔写真付き本人確認書類 1 点
※運転免許証やパスポートなど
又は
・顔写真無し本人確認書類 2 点
※保険証や年金手帳など
- 4 平成29年中の収入状況が分かるもの
○給与・公的年金の源泉徴収票、給与支払明細書 など
○営業、農業、不動産などの収入額、販売額及び収支が分
かる帳簿や領収書など
※平成26年 1 月から、記帳・帳簿等の保存が義務となっていま
す。ご自身で収支内訳書を作成してから申告してください。



- 5 公的年金のみを受給している65歳未満（昭和28年 1 月
2 日以後生まれ）の人で、公的年金収入金額（支払先が
2 か所以上あるときはその合計額）が98万円以下の人
- 6 前年中の収入が公的年金だけで、その公的年金の支払
先から送られてきた扶養親族等申告書を提出済みで、
社会保険料控除・生命保険料控除・医療費控除等の追
加をする必要が無い人
- 7 平成30年 1 月 1 日現在、生活保護受給者で、平成29年
中にその他の収入が無かった人
- 8 障害年金又は遺族年金の受給者で、平成29年度市民税・
県民税申告を行った人

～ここがポイント～

**控除を受けるために
必要な書類**

- 平成29年中に支払った医療費の領収書等
- 健康保険料・国民年金保険料などの領収書、
生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 障害者手帳・障害者控除対象者認定書
（※詳細は高齢福祉課まで）⇒障害者控除
学生証⇒勤労学生控除 など
- 配偶者の収入を証明するもの⇒配偶者特別控除
- 寄附をした場合、日本赤十字
社等の発行する領収書や
地方公共団体の発行する
寄附金受領証明書
⇒寄附金控除
（ワンストップ特例を
申請した人で申告が
必要になった人を含む）

**申告を
お忘れ
なく!**